

平成21年度 市消防団活動写真コンクール

市長賞 河村道春さん「煙幕体験」▶



平成21年度市消防団活動写真コンクールの表彰式が、2月27日(土)に市北防災センターで行われました。

消防出初式など、市消防団の1年間の活動風景をカメラに納めた作品が多数の方から出品され、厳選なる審査の結果、次の皆さんのが入賞されました。(敬称略)

▽市長賞 河村道春(土岐津町)
▽市議会議長賞 井野八重子(土岐津町)
▽消防協会長賞 藤根康洋(土岐津町)
▽消防長賞 武市鈴夫(泉町)
▽消防友の会会長賞 溝口ゆり(泉町)
▽危険物安全協会会長賞 長瀬義友(土岐津町)
△防火管理者協会会長賞 土屋昭(肥田町)

3月14日(日)～20日(土)
道の駅どんぶり会館

3月1日(月)～5日(金)
セラトピア土岐

市役所ロビー

作品展示

▽入選 10人
▽佳作 11人



消防長賞
武市鈴夫さん「放水の虹」



消防協会会長賞
藤根康洋さん「2010年出初式」



市議会議長賞
井野八重子さん「チームワークでGO」

ご存じですか？

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは … 18歳に達した年度末までの児童が、父母の離婚などにより、父親と生計を共にしている場合、母親や母親に代わって養育している方などを対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

手当の支給月額(平成21年4月現在) … 第1子につき41,720円～9,850円、第2子加算5,000円、第3子以降の加算3,000円(児童1人につき)

※請求者本人と、同居の親族(扶養義務者)の所得により支給額を決定します(所得限度額を超えると手当は支給されません)。また、毎年8月に提出していくだけ現況届で前年所得を確認し、支給額を見直します。

所得制限限度額表(平成21年度)

(単位:円)

扶養親族などの数	本 人		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
	所得額	所得額	
0	190,000	1,920,000	2,360,000
1	570,000	2,300,000	2,740,000
2	950,000	2,680,000	3,120,000
3	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5	2,090,000	3,820,000	4,260,000

*扶養親族などの数は、税法上の扶養親族の数です。

支払い方法 4月・8月・12月に、前月分までを指定の口座に振り込みます。

請求方法 申請にあたり、戸籍謄本などの必要書類をそろえていただきます。請求者の事情により必要書類が異なりますので、福祉課で確認してください。

請求できない方 ▷平成15年4月1日時点で離婚などの支給要件に該当してから5年を経過している方
▷公的年金などを受給している方 ▷事実上婚姻関係と同様の事情にある方 など

手当の減額措置(一部支給停止)について

児童扶養手当法の改正により、手当の受給開始から5年を経過し、かつ、お子さんが8歳に到達している場合は、月額手当の2分の1の額が減額措置の対象となります。

ただし、減額措置の対象となっても、就業や求職活動などをしていたり、就業が困難な理由がある場合は、届け出により減額になりません。

この届け出をされないと、減額措置にならない理由のある方でも、本来受け取るべき手当が、2分の1に減額されてしまいますのでご注意ください。

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線154)へどうぞ。